様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	旭川理容美容専門学校
設置者名	学校法人　旭星学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	理容学科	夜・通信	965 時間	160 時間	
	美容学科	夜・通信	965 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://atcbb.jp/disclosure.html

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	旭川理容美容専門学校
設置者名	学校法人　旭星学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

https://atcbb.jp/disclosure.html

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	美容室経営 北海道美容業生活衛生同業組合旭川支部長	2023年5月30日から2026年5月評議員会終結時まで	理容美容業界現状による教育方法の提案
非常勤	商社経営	2023年5月30日から2026年5月評議員会終結時まで	経営計画の策定
（備考） 他に３名、学外者に理事を任命している。			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	旭川理容美容専門学校
設置者名	学校法人　旭星学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【理容学科・美容学科共通】 シラバス作成は例年の授業内容及び各担当教員の評価等を考慮に入れ毎年３月に作成している。理容師及び美容師養成施設指定規則により余裕のある年間の授業計画を作成し、旭川理容美容専門学校全体会議により学校長が決定する。授業方法は、内容により生徒の成績が変化するため、常に工夫をすることを心掛けている。例えばパワーポイントの活用や教材の作成、またプリントによる確認の強化など常に到達目標に向かい授業を展開する。成績評価の方法については、学則第 5 章第 11 条によるものとし、各生徒の学科と実技成績に極端な個人差が出ないようにサポートをしている。シラバスは年度により工夫し、今求められているものを積極的に取り入れ理美容業界に送るようにしている。作成に関しては各学科、実技担当者に進度調査を行い、教務主任及び教頭が行う。
授業計画書の公表方法　https://atcbb.jp/disclosure.html
２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
【理容学科・美容学科共通】
単位を取得するためには、所定の授業科目を履修し、試験に合格しなければならない。成績は学科試験もしくは随時行う課題･出席状況･授業態度を総合して評価をする。また、試験の受験資格を得るためには、その科目の授業時間の８０％以上出席しなければならない。なお、特別の理由がある場合は、その都度職員会議で協議し、校長が決定する。
実習に関しては各学期に技術コンテストを実施し、目標を持たせ意欲を向上させている。また、試験は各技術、定期的に試験を行い６０点に満たない者は補習ののち再試験を行っている。放課後の練習も学校を開放し、意欲あるものや遅れを感じているものは自由に練習できるようにしている。
学科では期末試験以外に各単元にて小テストを行い意欲向上に役立てている。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）
【理容学科・美容学科共通】
学科・実技試験の評価は、１００点満点とする。また、その科目によっては、５段階評価もある。Ａ（９０点以上)、Ｂ（８０～８９点)、Ｃ（７０～７９点)、Ｄ（６０～６９点)、Ｅ（６０点未満)。合格は６０点以上または、５段階評価で「Ｄ」以上を合格とする。試験の成績評価が不合格の場合、再試験を行うものとする。再試験においても不合格の場合、再々試験を行う。この場合の最高点は６０点とする。
学科及び実習科目の客観的な指標としては、必修科目における各定期試験及び実技試験の合格点を上記のように１００点満点中６０点以上を合格とし算出。評価された成績は一覧表および分布表とし、次年度の教育方針に役立てることとしている。

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://atcbb.jp/disclosure.html

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）
理容学科・美容学科共通】
授業時間の１単位時間は５０分とし、卒業までに履修させる授業時間数は２,０１０時間以上とする。生徒が教育指導計画にしたがって授業科目を履修し、その成果が満足できると認められるときは卒業を認定する。
卒業判定は全教員により判定会議を行い、学校長が決定する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	https://atcbb.jp/disclosure.html

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	旭川理容美容専門学校
設置者名	学校法人　旭星学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://atcbb.jp/disclosure.html
収支計算書又は損益計算書	https://atcbb.jp/disclosure.html
財産目録	https://atcbb.jp/disclosure.html
事業報告書	https://atcbb.jp/disclosure.html
監事による監査報告（書）	https://atcbb.jp/disclosure.html

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
衛　　生	専門課程	理容学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
２年	昼	2,010 単位時間／単位	582 単位時間	30 単位時間	1240 単位時間	0 単位時間	318 単位時間
			2,170 単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
４０人	１６人	０人	３人	１９人	２２人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 理容師国家試験合格を目指し、１年間を３学期試に分けて授業を行う。 講師の調整とともに出来るだけ１年目に学科授業を多めにとり、実習では基礎を学ぶ。実技による発表やコンテストなど節目に合わせ授業内容を構成する。
成績評価の基準・方法
（概要） 学科・実習ともに合格基準を６０点とする。学科では各学期に行う期末試験で評価をし、実習では一定の時間ごと試験を行い評価している。また、教科によっては出席率や提出物、学習態度などが反映される。
卒業・進級の認定基準
（概要） 履修時間が２年間で 2,010 時間以上、学科・実習ともに６０点以上の成績を修め、卒業基準を満たしたものに卒業を認める。
学修支援等
（概要） 学科では常に単元試験を行い個人の理解度を把握する。また、満たない生徒には再試験や補習などで補っている。実習では、放課後常に自己レッスンできるよう開放している。学科と同じように試験で理解度を判断し、補習等を行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
９人 （100%）	１人 （　11.1%）	８人 （　88.9%）	０人 （　0%）
（主な就職、業界等） 理容室、			
（就職指導内容） 就職説明会の開催、卒業生講話　等			
（主な学修成果（資格・検定等）） 理容師受験資格、JNEC ネイル３級、サービス接遇３級、			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
１６人	０人	０%
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組）		

衛　　生	専門課程	美容学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
２年	昼	２０１０単位時間／単位	582 単位時間	30 単位時間	1240 単位時間	0 単位時間	318 単位時間
			2170 単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
１２０人	７３人	１人	４人	１９人	２３人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）美容師国家試験合格を目指し、１年間を３学期試に分けて授業を行う。
講師の調整とともに出来るだけ１年目に学科授業を多めにとり、実習では基礎を学ぶ。実技による発表やコンテストなど節目に合わせ授業内容を構成する。

成績評価の基準・方法

（概要）学科・実習ともに合格基準を６０点とする。学科では各学期に行う期末試験で評価をし、実習では一定の時間ごと試験を行い評価している。また、教科によっては出席率や提出物、学習態度などが反映される。

卒業・進級の認定基準

（概要）履修時間が２年間で２０１０時間以上、学科・実習ともに６０点以上の成績を修め、卒業基準を満たしたものに卒業を認める。

学修支援等

（概要）学科では常に単元試験を行い個人の理解度を把握する。また、満たない生徒には再試験や補習などで補っている。実習では、放課後常に自己レッスンできるよう開放している。学科と同じように試験で理解度を判断し、補習等を行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
３９人（100%）	８人（20.5%）	２９人（74.4%）	２人（5.1%）

（主な就職、業界等）
　美容室、ネイルサロン、まつ毛エクステサロン、エステサロン

（就職指導内容）
　就職ガイダンスの開催、サロン PR ショー開催、卒業生講話　等

（主な学修成果（資格・検定等））
　美容師受験資格、JNEC ネイル３級、サービス接遇３級、茶道表千家入門

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
８２人	３人	3.7%
（中途退学の主な理由） 進路変更　学校生活不適応		
（中退防止・中退者支援のための取組） 個別面談及び保護者との面談の実施		

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
理容学科	120,000 円	468,000 円	450,000 円	施設設備費 250,000、実習費 180,000、冷暖房費他 50,000
美容学科	120,000 円	468,000 円	450,000 円	施設設備費 250,000、実習費 180,000、冷暖房費他 50,000
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b）学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://atcbb.jp/disclosure.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校関係評価は、低評価結果をはじめ、各種資料の検証や学校の諸活動の視察等を通じて、今後の改善方策について評価することを基本とする。 ・主な評価項目（教育課程や進路指導など） ・評価委員会の構成（委員の定数・委員の選出区分） ・評価結果の活用方法（結果を踏まえた改善実施時期やその実施責任者など）		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
理容院　経営者	令和５年４月１日～ 令和８年３月31日	卒業生
美容院　経営者	令和５年４月１日～ 令和８年３月31日	卒業生
社会保険労務士	令和５年４月１日～ 令和８年３月31日	企業
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://atcbb.jp/disclosure.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://atcbb.jp/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H101320400027
学校名（○○大学 等）	旭川理容美容専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人　旭星学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		27人（　－　）人	25人（　－　）人	27人（　－　）人
内訳	第Ⅰ区分	18人	15人	
	（うち多子世帯）	（　0人）	（　0人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（　0人）	（　0人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（　0人）	（　0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（　　）人
合計（年間）				27人（　－　）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	－
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	－
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	－

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	人	0人	0人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	－	－
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	－	－
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。